

京町家の保全及び活用に関する基本的な方針(骨子案)

1 本市が目指す姿

「世界文化自由都市宣言」
＜目指すべき都市の理想像＞
優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市

「京都市基本構想」

だれもが京都に住むことの誇りと京都への愛着をもちつつ、ずっとここでくらし続けたいと思えるようなまちの実現

- 京都が培ってきたあらゆる文化資源を今まで以上に生かす
- 地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮して、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを進める
 - ・ 伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基調とする都心の再生に努める
- それぞれの地域において市民が日常的生活機能を身近に享受でき、かつ、多彩で個性的な機能をもつようなまちづくりを進めることにより、京都全体としてまとまりのある良好な都市環境を形成していく

「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」
＜京都の未来像＞

- 歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」
- 「歴史・文化都市創生戦略」
 - ・ 歴史の重層性を実感できる建造物や庭園などの多様な景観資産、自然景観と文化的資産が一体となった歴史的風土、日本を代表する伝統文化・芸術・すまいや生活の文化、高い感性と匠のわざを備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を守り、育てることはもちろん、創造的に活用する

「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略

- 京都ならではの「こころの創生」を重視
 - ・ 「日本のこころのふるさと」の魅力に磨きをかけ、心豊かな生き方、暮らし方を大切にする社会を築く

2 目指す姿の実現に向けて京町家が果たす役割

■ まちづくりにおける役割

- ① 個性的で魅力的な都市空間を形成する資源
- ② 21世紀の新たな都市居住文化の創造
- ③ 生活文化の体験など都市型観光の担い手
- ④ 新事業を創出する施設
- ⑤ 環境共生、循環型社会の牽引車
- ⑥ 京都のまちづくりへの参加意欲の促進

■ 京都市民にとっての役割

- ① 京都に住んでいることの実感
- ② 京都市民の価値観の共有

■ 京町家の居住者にとっての役割

- ① 豊かな都市生活の持続
- ② まちづくりの担い手としての誇りと暮らしの持続
- ③ 安心して暮らす環境の持続
(京町家再生プラン)

しかしながら、
京町家の滅失は、
依然として進行…



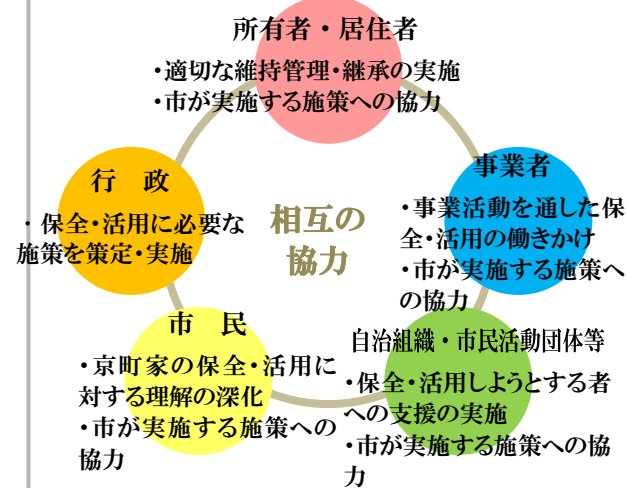
社会情勢の変化も踏まえて、京町家の保全と活用の一層の推進が必要

3 基本理念

京町家の保全及び活用の推進は、

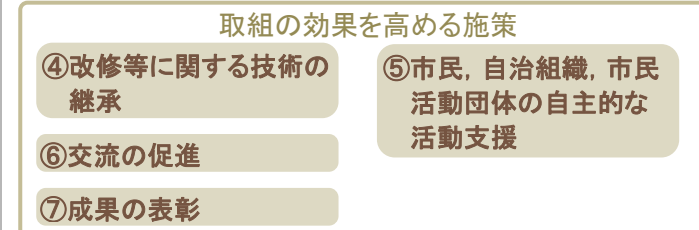
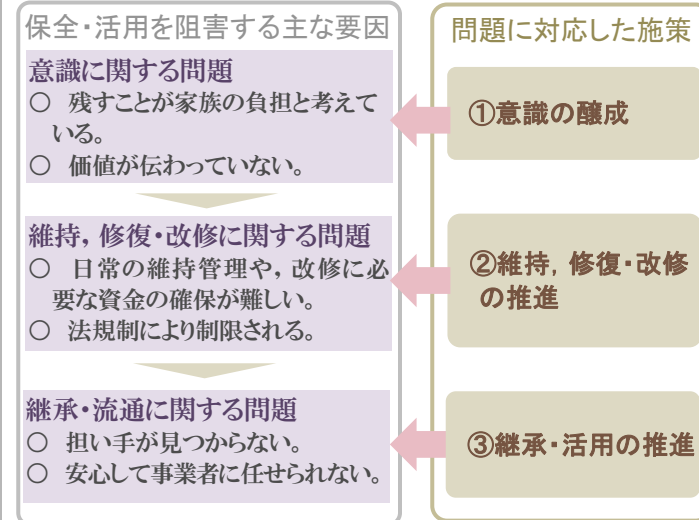
- 京町家が、京都のくらしや空間、まちづくりの文化を伝える貴重な資産であることを認識して行うこと
- 市、市民、所有者・居住者、事業者及び自治組織・市民活動団体等がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携のもとに協働して行うこと

4 責務と役割



5 保全・活用を推進するための取組の方向性

5-1 取組の考え方



5-2 取組の方向性に対応する既存の施策

	取組の方向性	対応する既存施策
① 意識の醸成	(1) 価値や魅力の発信	京町家再生セミナー, 京町家まちづくり調査
	(2) 不安や悩みの解消	京町家なんでも相談
	(3) 適切な情報提供	京町家施策集
② 維持・修復・改修の推進	(1) 改修費用等に対する助成	景観重要建造物・文化財等に対する改修助成, 京町家まちづくりファンド, 空き家活用流通支援等補助金
	(2) 改修等に必要な原資を確保するための仕組み	京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業, あんぜん住宅改善資金融資制度, 京町家カルテ
	(3) 改修等に関する技術的な支援	歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく建築基準法の適用除外, 京町家できること集
③ 継承・活用の推進	(1) 世代間での継承を円滑にする仕組み	景観重要建造物等に対する相続税の軽減措置要望
	(2) 新たな継承者に繋ぐ仕組み	京町家所有者と活用希望者のマッチング(京町家等継承ネット)
	(3) 活用事例の研究・普及	—
④ 改修等に関する技術の継承	(1) 改修等に関する担い手の育成	京町家専門家講座
	(2) 改修技術の研究・普及	耐震診断手法の研究
⑤ 自治組織、市民活動団体等の自主的な活動支援	(1) 自主的な活動への支援	地域景観づくり協議会・防災まちづくり活動団体の認定
	(2) 地域と連携した京町家の管理・活用	地域連携型空き家流通促進事業
⑥ 交流の促進	(1) 所有者等の交流の促進	京町家アーティスト・イン・レジデンス
	(2) 専門家・団体による協働ネットワークの形成	京町家等継承ネット
⑦ 成果の表彰	(1) 京町家に対する表彰	京都を彩る建物や庭園, 京都景観賞
	(2) 市民活動団体、事業者等に対する表彰	—

京町家保全・活用推進条例(仮称)の制定

京町家の保全・活用に関する基本的な考え方や、各主体の責務や役割、本市が取り組む施策の方向性を定める。

京町家保全・活用推進計画(仮称)の策定

京町家の保全・活用のために取り組むべき施策や、各実施主体の役割分担を定める。